

2026年8月4日



「ニッセイETF 日経225インデックス」 純資産総額300億円到達のお知らせ

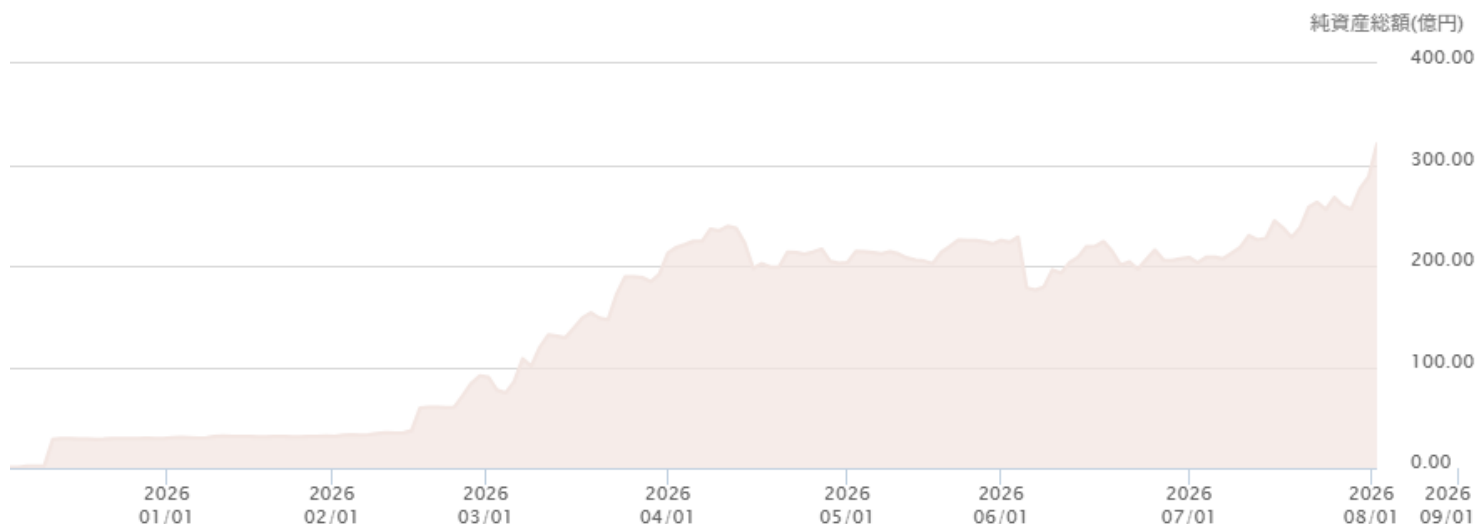
日頃より「[ニッセイETF 日経225インデックス](#)」＜証券コード：473A＞をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、2025年12月5日に上場した当ETFの純資産総額が、300億円に到達いたしました。皆さまからのご支持に心より感謝申し上げます。

今後とも、皆さまの未来を照らす資産形成のパートナーとして「ニッセイETF」への変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

純資産総額の推移

データ期間：2025年12月4日＜設定日＞～2026年8月3日（日次）



純資産総額：ファンドに組入れた有価証券等を時価で評価した金額から運用に必要な費用等を差し引いた金額

こちらをご覧ください

ニッセイアセットマネジメント公式note ETFマガジン
<https://note.nam.co.jp/m/me21d1e436e3c>
ニッセイETFって何なんだ！？
<https://www.nissay-etf.com/>



ひたむきにその先を見つめ、より良い未来へつなぐ
— A Good Investment for the Future —



1. ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。
<https://www.nam.co.jp/fundinfo/nen225i/main.html>



ファンドの目的

「ニッセイ日経225インデックスマザーファンド」を通じて、実質的に国内の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の1口当りの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックス*の変動率に一致させる投資成果を目標に運用を行います。

※ 以下「ベンチマーク」ということがあります。

ファンドの特色

1 日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックス*の変動率に一致させる投資成果をめざし、原則として同指数に採用されている銘柄のなかから200銘柄以上に投資します。
※日経平均トータルリターン・インデックスとは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。
- 日経平均株価(日経225)は、東証プライム市場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、株式会社日本経済新聞社より算出・公表されています。当指数は、国内の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

〈基準価額と指数の連動性に関する留意点〉

ファンドは日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

- ・ファンドは、当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れられない場合があること
- ・ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ファンドは、運用管理費用(信託報酬)等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・株価指数先物[®]と当該指数の動きの不一致
- ・ファンドにおける株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
- ・当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
- ・当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

※ファンドは、株式の実質組入比率の維持等のために株価指数先物取引を利用することがあります。

〈運用プロセス〉



2 受益権の購入は現金による申込みとなります。

- 購入申込受付日の基準価額による購入となります。

3 換金請求による途中換金を行うことができます。

- 換金申込受付日の基準価額による換金となります。

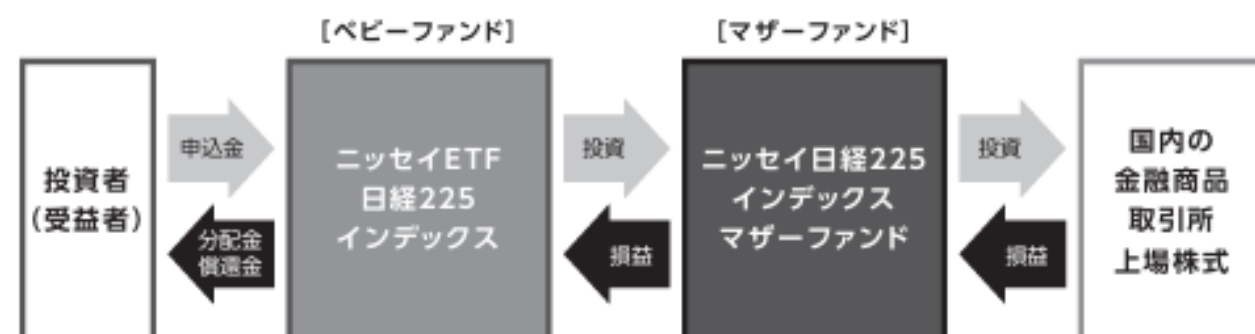
4 受益権をもって株式と交換することはできません。

●「日経平均株価(日経225)」および「日経平均トータルリターン・インデックス」の著作権等について

- ①「日経平均株価(日経225)」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「各指数」といいます)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、各指数自体および各指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「日経」および各指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ③当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④株式会社日本経済新聞社は、各指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、各指数の構成銘柄、計算方法、その他各指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとまらず、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

●主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

●収益分配方針

分配金額は、配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。

ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益(評価益を含みます)が生じて、分配は行いません。

■ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目標に運用しますので、日経平均トータルリターン・インデックスの動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。
 - ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ・日経平均トータルリターン・インデックスが廃止された場合
 - ・日経平均トータルリターン・インデックスの計算方法の変更等とともに、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合
- 有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。
- ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

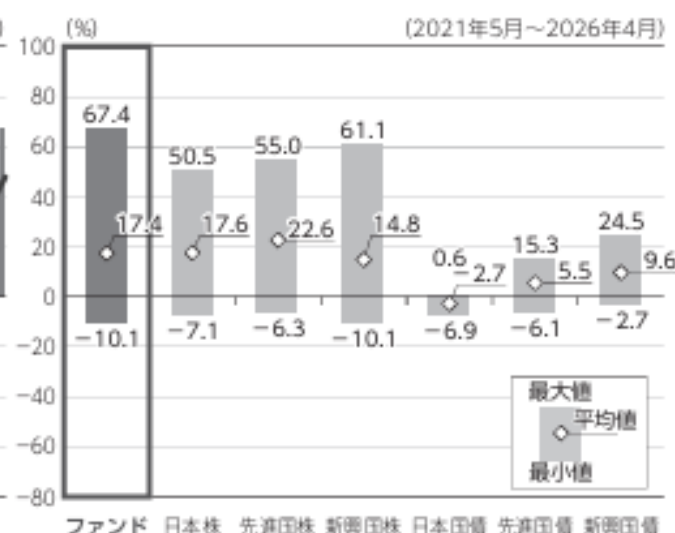
2.投資リスク

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

① ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の月末データが1年に満たないためファンドの騰落率を記載できません。参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク（日経平均トータルリターン・インデックス）の騰落率を記載しています。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ベース）
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	1万口以上1万口単位とします(当初元本1口=1,000円)。
	購入価額	①当初申込期間:1口当り1,000円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の基準価額とします。 ●基準価額は、100口当りで表示されます(以下同じ)。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	1万口以上1万口単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後2時45分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日が次に該当する場合は、原則として購入・換金の申込みの受付けを行いません。ただし、次に該当する場合であっても、委託会社の判断により購入・換金の申込みを受付けることがあります。 ・決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)
	購入の申込期間	①当初申込期間:2025年12月3日 ②継続申込期間:2025年12月4日から2027年1月20日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
	受益権の買取り	販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、ファンドの償還日の3営業日前までとします。 ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合 受益権の買取価額は、買取申込受付日の基準価額とします。 なお、金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込みメモ

決 算・ 分 配	決 算 日	4・10月の各20日 ●初回決算日は、2026年4月20日とします。
	収 益 分 配	年2回の毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
そ の 他	上 場 市 場	東京証券取引所
	信 託 期 間	無期限(設定日:2025年12月4日)
	線 上 償 還	・次のいずれかに該当する場合は、ファンドを線上償還します。 ① 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ② 日経平均トータルリターン・インデックスが廃止された場合 ③ 日経平均トータルリターン・インデックスの計算方法の変更等とともに、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合 ・2028年12月5日以降に、受益権の口数が100万口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを線上償還させることがあります。
	信託金の限度額	5,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運 用 報 告 書	作成しません。
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶ 購入時手数料: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	換金(買取)時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶ 換金(買取)時手数料: 換金または受益権の買取りにかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
毎日	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に <u>年率0.132%(税抜0.12%)</u> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。										
		▶ 運用管理費用(信託報酬) = 保有期間中の日々の純資産総額 × 信託報酬率(年率)										
		<table><tr><th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td rowspan="2">信託報酬率(年率・税抜)の配分</td><td>委託会社</td><td>0.10%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.02%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table>		支払先	年率	役務の内容	信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.10%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	0.02%
	支払先	年率	役務の内容									
信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.10%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価									
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価									

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

■ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
随時	その他の費用・手数料	以下の費用は、ファンドからご負担いただきます。 ○監査費用として、日々、ファンドの純資産総額に年率0.0022% (税抜0.002%) をかけた額 (ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用) ○日経平均トータルリターン・インデックスについての商標 (これに類する商標を含みます) の使用にかかる次の費用 ・一時金: 契約時に33万円 (税抜30万円) ・使用料: 日々、ファンドの純資産総額に最大で年率0.033% (税抜0.03%) をかけた額 (料率: 有価証券届出書提出日現在) ○受益権の上場にかかる次の費用 (金額・料率: 有価証券届出書提出日現在) ・上場審査料: 55万円 (税抜50万円) ・新規上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、0.00825% (税抜0.0075%) ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%) ・追加上場料: 追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.00825% (税抜0.0075%) また、その他の費用・手数料として、以下の費用等もファンドからご負担いただきます。ただし、これらの費用等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含みます) に発生する利息 等

■ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		売却時、換金 (解約) 時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

・少額投資非課税制度 (愛称: NISA (ニーサ)) は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
0.17%	0.13%	0.04%

- ・対象期間:2025年12月4日～2026年4月20日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号
加入協会:一般社団法人資産運用業協会